

うなぎの稚魚の輸出承認について

輸出注意事項 19 第 14 号(19.4.9)

輸出貿易管理令（昭和 24 年政令第 378 号）別表第 2 の 33 の項の中欄に掲げるうなぎの稚魚の輸出承認については、「輸出貿易管理令の運用について」（昭和 62 年 11 月 6 日付け 62 貿局第 322 号・輸出注意事項 62 第 11 号）によるほか、平成 19 年 5 月 1 日から下記により行います。

なお、「うなぎの稚魚の輸出承認について」（平成 18 年 3 月 31 日付け平成 18・03・23 貿局第 2 号・輸出注意事項 18 第 12 号）は、平成 19 年 4 月 30 日限り、廃止します。

記

1 適用地域

適用地域は、全地域とする。

2 適用品目

適用品目は、輸出貿易管理令別表第 2 の 33 の項の中欄に掲げるうなぎの稚魚とする。この場合の稚魚とは、一尾の体重が 13 グラム以下のものをいう。

3 承認期間

承認期間は、毎年 5 月 1 日から同年 11 月 30 日までとする。

4 輸出承認の申請

(1) 輸出承認申請書の提出先

輸出承認の申請をしようとする輸出者は、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部農水産室に輸出承認申請書 2 通を提出するものとする。

(2) 申請受付期間

毎年 5 月 1 日から同年 11 月 24 日の午前 10 時から正午まで及び午後 1 時 30 分から 3 時 30 分まで（ただし、行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日）を除く。）

(3) 輸出承認申請の際の添付書類

- ① 輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類のいずれかの写し 1 通
- ② 申請理由書 1 通（うなぎの稚魚を確保している池の所在地、所有者、電話番号も記載すること）

(4) 輸出承認申請書の記載要領

輸出承認申請書の「型及び等級」欄には 1 キログラム当たりの尾数を記載するものとする。

5 輸出の承認

輸出の承認は、当該申請が上記 4 に従って行われたものであることを確認し、資源保護の状況、国内需要等を勘案して行う。なお、承認に際し水産庁の助言を求めることがある。

6 輸出承認の有効期間

輸出承認の有効期間は6か月とする。ただし、毎年6月1日から同年11月30日までに行う輸出承認については、同年11月30日を有効期限とする。

7 その他の事項

この通達に基づき輸出承認を受けた者は、毎年12月末日までに別紙様式により輸出実績報告書及び輸出承認証（税関の確認印のあるもの。）の写し1通を経済産業省貿易経済協力局貿易管理部農水産室に提出しなければならない。当該報告書及び書類の提出を行わなかったときは、次年度の輸出承認を行わないことがある。

(別紙様式)

平成 年度うなぎの稚魚の輸出実績報告書

提出年月日 _____
輸 出 者 _____
住 所 _____
氏 名 _____

(単位：kg)

月別 pcs/kg	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計
(輸出数量)	()	()	()	()	()	()	()	()
～500pcs								
501～1000								
1001～2000								
2001～3000								
3001～4000								
4001～5000								
5001～								

(注) 用紙は、A列4番縦長とする。